

介護サービス暫定利用届出書

大和高田市長 殿

年 月 日

| | | | | |
|-------------|--|-----|---------|-------------|
| 被 保 険 者 名 | | 性 別 | 生 年 月 日 | 大正・昭和 年 月 日 |
| 被 保 険 者 番 号 | | 住 所 | | |
| 利 用 開 始 日 | | 年 | 月 | 日 |
| 利用するサービス | | | | |
| 暫定利用の理由 | | | | |

年 月 日付けで行いました上記の者に係る介護保険法に基づく要介護認定・要支援認定等の申請について、その結果が決定しない段階において介護サービスを暫定利用したいので届け出ます。

なお、暫定利用に際して、いかなる不都合が生じた場合においても異議申し立てを行わないことを申し添えます。

居宅介護（介護予防）支援事業所名 _____

担当介護支援専門員（担当者）氏名 _____

※ 大和高田市使用欄（この欄は記入しないで下さい。）

| |
|-----|
| 受付印 |
| |

| | |
|---------------------|-------|
| 確認印 | |
| 大和高田市 地域包括支援センター | 介護保険課 |
| | |



※ 要支援者や事業対象者の可能性があるなど、大和高田市地域包括支援センターが契約を行ったときのみ

| チェック項目 | 済みの場合は✓ | 実施日 |
|--------------|---------|-------|
| ケアプラン原案作成 | | 年 月 日 |
| サービス担当者会議 | | 年 月 日 |
| ケアプランの説明及び同意 | | 年 月 日 |
| ケアプランの交付 | | 年 月 日 |

介護サービス暫定利用に際しての取り扱いについて

平成30年5月

大和高田市保健部介護保険課

介護サービスの暫定利用について、下記の通り取り扱います。(福祉用具購入、住宅改修を除く)

【利用の条件】

- 認定結果が出る前にサービスを利用する必要があること。
- 利用者又は家族等に暫定利用を行う場合の必要事項を説明し、利用料金等の承諾を得ていること。
- サービス開始前にケアマネジメントの一連のプロセス(※)を伴った適切な暫定ケアプランを立案していること。

※プロセス アセスメント → ケアプラン原案作成とサービス担当者会議の開催
→ 利用者へのケアプランの説明・同意・交付

- 「介護サービス暫定利用届出書」を介護保険課に提出していること。

新規申請後に暫定利用するとき(事業対象者が新規申請を行うときも含む)・要介護(要支援)認定を持つサービス未利用者が、区分変更申請を行い、暫定利用するときに必ず提出してください。区分変更申請で、すでにサービスを利用している場合は、提出不要です。

【注意事項】

- 認定結果が出てケアプランの届出書を提出する際、暫定時のケアプラン原案、サービス担当者会議録(緊急の場合、経過記録にサービス調整を行った旨の記載があるものでも可)を介護保険課に持参し、確認を受けること。
- 自己負担や支給限度額超過の可能性について留意し、想定される範囲内で最も軽度な介護度を想定したサービス設定を行うこと。
- 要介護者、要支援者、事業対象者になり得る事を想定し、利用するサービス事業所については、極力介護サービス事業、地域支援事業の両方の指定を受けている事業所を選択すること。
- 利用者が要支援者の可能性、又は事業対象者の可能性がある場合は、必ず地域包括支援センターとサービスの調整を行う。
- 地域包括支援センター職員は、要支援者の可能性、事業対象者の可能性を踏まえて居宅介護支援事業所ケアマネージャーと共に、利用者との契約を行う。その際、地域包括支援センター職員が基本チェックリストを実施する。(事業対象者ですでにサービスを利用している場合は担当ケアマネージャーがチェックリストを実施する。)

→認定が「非該当」となった場合、基本チェックリスト施行日に遡り、「事業対象者」と出来る可能性を残すため。

※基本チェックリストの結果「事業対象者」とならなかった場合は、全額自己負担となります。

- 更新申請の認定が遅れ、有効期限を過ぎる場合の暫定利用については、要支援→要介護、要介護→要支援になる可能性を考え、どちらになっても対応できるよう、介護保険課や地域包括支援センターへ連絡し、必要に応じて基本チェックリストの実施もしておくこと。

暫定ケアプランが立案出来ていない場合は償還払い(居宅介護支援費、介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費の請求不可)となる可能性がありますので、注意してください。